自衛隊へりによる那覇空港トラブルの再発防止を求める意見書

去る6月3日午後1時25分ごろ、那覇空港を離陸滑走中の全日本空輸機1694便の前方上空を、航空自衛隊那覇基地所属CH47輸送ヘリが横断飛行したため、同機は急停止により離陸を中止し、その直後に日本トランスオーシャン航空610便が同じ滑走路に着陸、接近停止するという二重のトラブルが発生した。

今回のトラブルでは幸いにも乗客乗員にけが人は発生しなかったが、国土交通省は航空事故が発生するおそれのある重大インシデントと認定、運輸安全委員会の調査官を派遣し、関係者からの聞き取りや記録装置の調査を行っている。

那覇空港の離発着数は全国屈指の多さで、年間14万回以上と既に処理容量を 超えており、さらに2分に1回以上の離発着など過密な運用が続いている。

また、軍民共用空港とし民間や自衛隊のさまざまな機体が、1本の滑走路を 共同使用する上に、近年、自衛隊機の緊急発進も増加するなど、その過密状態 の解消、安全及び安定運用が強く望まれている。

今回のトラブル全体の原因は、運輸安全委員会の調査結果を待たねばならないが、その発端はCH47輸送ヘリのパイロットが、管制官の他航空機への離陸許可をみずからへの許可と誤認し、離陸したことにあると見られている。

よって、本県議会は、那覇空港における民間航空機と県民生活の安全を確保するため、トラブル発生に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 今回のトラブル発生原因の徹底究明と結果の公表を行うこと。
- 2 再発防止のための再教育の実施と万全の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月10日

沖縄県議会

 内閣総理大臣

 国土交通大臣

 防衛大臣

 沖縄及び北方対策担当大臣